

平成29年 4 月 森町議会臨時会会議録

1 招集日時 平成29年4月28日(金) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成29年4月28日(金) 午前9時34分

4 応招議員

| | | | |
|-------|-------|-------|------|
| 1番議員 | 岡戸章夫 | 2番議員 | 加藤久幸 |
| 3番議員 | 中根信一郎 | 4番議員 | 岡野豊 |
| 5番議員 | 伊藤和子 | 6番議員 | 小澤哲夫 |
| 7番議員 | 吉筋恵治 | 8番議員 | 中根幸男 |
| 9番議員 | 鈴木托治 | 10番議員 | 西田彰 |
| 11番議員 | 亀澤進 | 12番議員 | 山本俊康 |

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

| | | | |
|------|-------|--------|------|
| 町長 | 太田康雄 | 副町長 | 鈴木寿一 |
| 教育長 | 比奈地敏彦 | 総務課長 | 村松利郎 |
| 防災監 | 富田正治 | 企画財政課長 | 長野了 |
| 税務課長 | 小島行雄 | 住民生活課長 | 幸田秀一 |

| | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 保健福祉課長 | 村松成弘 | 産業課長 | 村松達雄 |
| 建設課長 | 中村安宏 | 上下水道課長 | 高木純一 |
| 学校教育課長 | 西谷ひろみ | 社会教育課長 | 鈴木富士男 |
| 病院事務局長 | 高田志郎 | 会計管理者 | 山下浩子 |

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 花嶋 亘 議会書記 高木孝真

10 会議に付した事件

————— 議長の選挙

————— 副議長の選挙

議案第27号 森町監査委員の選任について

議案第28号 専決処分の報告承認を求めることについて

議案第29号 森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議案第30号 平成29年度森町一般会計補正予算（第1号）

————— 常任委員の選任

————— 議会運営委員の選任

————— 中遠広域事務組合議会議員の選挙

————— 東遠学園組合議会議員の選挙

————— 養護老人ホームとよおか管理組合議会議員の選挙

————— 袋井市森町広域行政組合議会議員の選挙

————— 太田川原野谷川治水水防組合議会議員の選挙

————— 中東遠看護専門学校組合議会議員の選挙

< 議事の経過 >

| | |
|------|---|
| 事務局長 | <p>(花嶋 亘 君) 事務局長の花嶋亘です。</p> <p>本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。</p> <p>議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、</p> |
|------|---|

出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の鈴木托治議員をご紹介します。

臨時議長

(鈴木托治 君) ただいま紹介されました鈴木托治です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞ、よろしく申し上げます。

ただいまから平成29年4月森町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程第1、「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

日程第2、「議長の選挙」を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場を閉める)

臨時議長

(鈴木托治 君) ただいまの出席議員数は、12人です。

次に、立会人を指名します。

森町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に岡戸章夫君、加藤久幸君、中根信一郎君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

(投票用紙の配布)

臨時議長

(鈴木托治 君) 投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

(な し)

臨時議長

(鈴木托治 君) 「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

臨時議長

(鈴木托治 君) 「異状なし」と認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

事務局長

(花嶋 亘 君) ただいまから点呼しますので、順番に投票願います。

(点 呼)

(投 票)

臨時議長 (鈴木托治君) 投票漏れは、ありませんか。

(な し)

臨時議長 (鈴木托治君) 「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

岡戸章夫君、加藤久幸君及び中根信一郎君、開票の立会いをお願いいたします。

(開 票)

臨時議長 (鈴木托治君) 選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票10票、無効投票2票です。

有効投票のうち山本俊康君8票、西田彰君2票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3票です。

したがって、山本俊康君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議 場 を 開 く)

臨時議長 (鈴木托治君) ただいま、議長に当選された山本俊康君が議場におられます。

森町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

12番、山本俊康君、発言があれば、発言を許します。

12番、山本俊康君。

議長 (山本俊康君) 12番、山本でございます。一言、議長就任のご挨拶をさせていただきます。

この度、不肖私が議員の皆さま方のご推挙を賜り、森町議会の議長という重責を担うこととなりました。身に余る光栄とともに身の引き締まる思いであります。もとより浅学非才の私ではありますが、皆さまのご推挙を賜りました以上、山本俊康、そのご厚情に報いる

ために全力で取り組んでまいります。

さて、新東名の開通以来5年が経過をし、愛知県管内も昨年供用開始となりました。先般4月20日の新聞に新東名効果が大きく報道をされておりました。内陸フロンティアの推進、遠州の小京都のまちづくりや人口問題など早急に進めなければならない問題が山積をしております。

町の最上位となる第9次森町総合計画が策定され、幸せを感じられる町へ、執行機関と議会が一体となって、森町の発展と住民福祉の向上を目指して、職責を全うする覚悟でございます。議員の皆さま方、町当局、幹部の皆さま方のご支援、ご協力を心から、心からお願いを申し上げ、言葉足りませんが就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

臨時議長 (鈴木 托治 君) 山本俊康議長、議長席にお着き願います。

これをもって、臨時議長の職務は、全部終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

議長 (山本 俊康 君) しばらく休憩をいたします。

(午前9時52分 ～ 午前10時08分 休憩)

議長 (山本 俊康 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加をいたします。

追加議事日程は、お手元に配布のとおりといたします。

日程第1、「議席の指定」を行います。

議席は、森町議会会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定します。

日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、1番岡戸章夫君及び2番加藤久幸君を指名します。

日程第3、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者多数)
(山本俊康君) 「異議なし」と認めます。
したがって、会期は、本日1日限りに決定しました。
日程第4、「副議長の選挙」を行います。
選挙は、投票で行います。
議場の出入口を閉めます。
(議場を閉める)

議 長 (山本俊康君) ただいまの出席議員数は、12人です。
次に、立会人を指名します。
森町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に岡野豊君、伊藤和子君、小澤哲夫君を指名します。
投票用紙を配ります。
念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。
(投票用紙の配布)

議 長 (山本俊康君) 投票用紙の配布漏れは、ありませんか。
(な し)

議 長 (山本俊康君) 「配布漏れなし」と認めます。
投票箱を点検します。
(投票箱の点検)

議 長 (山本俊康君) 「異状なし」と認めます。
ただいまから投票を行います。
事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

事務局長 (花嶋 亘 君) ただいまから点呼しますので、順番に投票願います。
(点 呼)
(投 票)

議 長 (山本俊康君) 投票漏れは、ありませんか。
(な し)

議 長 (山本俊康君) 「投票漏れなし」と認めます。
投票を終わります。

開票を行います。

岡野豊君、伊藤和子君及び小澤哲夫君、開票の立会いをお願いします。

議長 (開 票)

(山本俊康君) 選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票11票、無効投票1票です。

有効投票のうち亀澤進君8票、西田彰君3票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3票です。

したがって、亀澤進君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

議長 (議 場 を 開 く)

(山本俊康君) ただいま、副議長に当選された亀澤進君が議場におられます。

森町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

11番、亀澤進君、発言があれば、発言を許します。

11番、亀澤進君。

11番議員 (亀澤進君) ただいま、ご推挙いただきまして、まことにありがとうございました。副議長としての役割をしっかりと全うしていくことを誓いまして、私の就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長 (山本俊康君) 日程第5、議案第27号「森町監査委員の選任について」を議題とします。

本案については、鈴木托治君の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって、同君の退場を求めます。

議長 (退 場)

(山本俊康君) 職員に議案を朗読させます。

議長 (職 員 朗 読)

(山本俊康君) 本案について提案理由の説明を求めます。

議長 本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
(山本俊康君) 起立全員です。
したがって、議案第27号「森町監査委員の選任について」は、同意することに決定しました。
鈴木托治君の入場を許します。
(入 場)
議長 (山本俊康君) ただいま、森町監査委員に同意された鈴木托治君が、議場におられますので、同意の告知をいたします。
日程第6、議案第28号「専決処分の報告承認を求めることについて」を議題とします。
職員に議案を朗読させます。
(職 員 朗 読)
議長 (山本俊康君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。
町長 (太田康雄君) ただいま上程されました議案第28号「専決処分の報告承認を求めることについて」提案理由の説明を申し上げます。
本案については、平成29年度地方税制改正により、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成29年3月31日に公布され4月1日から施行されることに伴い、これに関連する森町税条例、森町都市計画税条例及び森町国民健康保険税条例の一部改正を早急に行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日付けで専決処分を行い、同条第3項の規定により、議会に報告して承認を求めるものがあります。
平成29年度地方税制改正の要旨であります。我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点からの個人住民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しを

行うとともに、環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の特例措置の見直し、ほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととしております。

ただし、個人住民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しについては、法律の施行日が平成31年1月1日となっており、平成31年度以降の個人住民税から適用されますので、森町税条例については今後改正することとなります。

初めに「森町税条例の一部を改正する条例」について申し上げます。今回の改正の主な点をご説明いたします。

1点目は環境負荷の少ない軽自動車の軽自動車税を軽減する特例措置（グリーン化特例）を2年間延長するものであります。具体的には、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに最初の新規検査を受けた軽自動車を平成30年度分について、また、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに最初の新規検査を受けた軽自動車でも環境負荷の少ないものについて、平成31年度分についてそれぞれ軽自動車税が軽減されます。

2点目は、保育の受け皿整備の促進のため、企業主導型保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は定員5人以下の事業所内保育事業を行う家屋等の固定資産税の課税標準に特例措置を設けるものです。

3点目は、優良宅地等の造成等のために土地を譲渡した場合の所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するものであります。そのほか引用条文の変更及び引用条文による項目ずれを修正するものであります。

次に「森町都市計画税条例の一部を改正する条例」について申し上げます。今回の改正の主な点は、森町税条例の中の固定資産税に関する条項の改正と同じく、保育の受け皿整備の促進のため、企業主導型保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は定員5人以下の事業所内保育事業に課税標準の特例措置を設けるものです。そのほか、地方税法の改正に合わせて、条文の追加、項目のず

れ等の修正を行うものであります。

最後に「森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について申し上げます。今回の改正は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額の引上げで、5割軽減対象世帯を「26万5千円」から「27万円」に5千円を、2割軽減対象世帯を「48万円」から「49万円」に1万円を、それぞれ引き上げるものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長 (山本俊康君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (山本俊康君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (山本俊康君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第28号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 (山本俊康君) 起立全員です。

したがって、議案第28号「専決処分の報告承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第7、議案第29号「森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長 (山本俊康君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄君) ただいま上程されました議案第29号「森町

消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償につきましては、療養補償及び介護補償を除き、保障基準額を、補償基礎額を基礎として行うと定められているところでございます。

今回の改正は平成28年11月の一般職の職員の給与に関する法律の改正により、平成29年度以降、扶養手当の支給額が改定されたことにより、平成29年4月1日から施行される「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」の補償基礎額の加算額が改定されたことに伴い、当該法令を引用する森町消防団員等公務災害補償条例につきましても所要の条例整備を行い、同様に給付水準を確保するものでございます。

また、この条例は附則により、公布の日から施行し、本年4月1日から適用させていただきます。以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (山本俊康君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、西田彰君。

10番議員 (西田彰君) 1ページ、第5条、3行目、この金額が100円下がるといっていいのか。その辺はどのような根拠で100円下がっているのか。

それから満を取ることによって、どのような違いが出るのか。満15歳、満22歳の満を取ることがどのような根拠なのか。

議長 (山本俊康君) 防災監。

防災監 (富田正治君) 防災監でございます。ただいまのご質問の第5条の下がるということでございますが、給与条例の方の配偶者にかかる扶養手当の方が、月額16,000円から10,000円に減額されておりますので、それに伴って加算基礎額も減額されるものでございます。こちらにつきましては、月額を30日で日割りをした計算額になっております。

続いて、満を取るということですが、こちらにつきましては、満年齢ですと1日前が歳の基準となりますが、そちらをその日を超えらるかたちで計算するというので、捉えております。以上です。

議 長

(山本俊康 君) 10番、西田彰君。

10番議員

(西田 彰 君) 誕生日が絡んでくるということですね。

議 長

(山本俊康 君) 防災監。

防 災 監

(富田正治 君) 防災監です。誕生日の関係ということになります。以上です。

議 長

(山本俊康 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(山本俊康 君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(山本俊康 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第29号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 全 員)

議 長

(山本俊康 君) 起立全員です。

したがって、議案第29号「森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第30号「平成29年度森町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長

(山本俊康 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄 君) ただいま上程されました、議案第30号「平成29年度森町一般会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額

に、歳入歳出それぞれ2,500千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,000,500千円とするものであります。以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、2款1項9目、自治振興費2,500千円につきましては、自治総合センター・コミュニティ助成金を受けて、問詰町内会の公民館への壁掛けエアコンの設置、及び、祭典用の太鼓や太鼓台等を新調する経費に対して助成するものでございます。

現在、地域住民の憩いの場である当公民館にはエアコンがなく、近年夏場の気温上昇等が著しいことから、早期に着手できますよう、今回補正予算をお願いするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、20款3項4目、雑入2,500千円につきましては、歳出に計上いたしました助成金に対する、自治総合センターからの助成金であります。

以上が「平成29年度森町一般会計補正予算（第1号）」の内容でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 （山本俊康君）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、西田彰君。

10番議員 （西田彰君）エアコンと太鼓ということですが、エアコンがついていない町内会、まだ他にもございます。聞きますが、このエアコンは見積もりというのはどのくらい、公会堂に取り付けるのに見積もりが出ているのか。

それから、太鼓は大体1,300千円、新品ですということですが、その辺の見積もりなどはどのように出ていますでしょうか。

議 長 （山本俊康君）総務課長。

総務課長 （村松利郎君）総務課長です。問詰が要望していますエアコンでございますが、2台ありましてそのうちの1つが18畳用、もう1つが14畳用ということで、金額につきましては18畳用が消費税抜きで120千円、それから14畳用が消費税抜きで111千円という見積

もりとなっております。

続きまして、太鼓なんですけども、大太鼓と小太鼓がありまして、大太鼓の方の見積もりが1尺7寸のケヤキ製で918千円の見積もりとなっております。これは税込みの金額でございます。以上です。

議長 (山本俊康君) 10番、西田彰君。

10番議員 (西田彰君) 参考にお聞きしますが、この補助金は、今年度まだ他にも採択される可能性は、あるんでしょうか。

議長 (山本俊康君) 総務課長。

総務課長 (村松利郎君) 総務課長です。このコミュニティ助成金につきましては、なかなか希望される町内会が多いわけなんですけども、採択の方が大体1件ないし2件ということで29年度分につきましても、昨年からの要望が6件ほどありましたけども、採択されたのが問詰町内会1件ということですので、今年度の追加のものはないと考えております。以上です。

議長 (山本俊康君) 他に質疑はありますか。

(発言する者なし)

議長 (山本俊康君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(発言する者なし)

議長 (山本俊康君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第30号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (山本俊康君) 起立全員です。

したがって、議案第30号「平成29年度森町一般会計補正予算(第1号)」は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩をいたします。

(午前10時47分～午前11時37分 休憩)

議長 (山本俊康君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、「常任委員の選任」を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、森町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり、指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (山本俊康 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、常任委員は、お手元に配りました名簿のとおり、選任することに決定しました。

日程第10、「議会運営委員の選任」を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、森町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり、指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (山本俊康 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、議会運営委員は、お手元に配りました名簿のとおり、選任することに決定しました。

日程第11、「中遠広域事務組合議会議員の選挙」を行います。

選挙すべき議員の数は、2人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (山本俊康 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。
お諮りします。

議長

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

(山本俊康 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

中遠広域事務組合議会議員に鈴木托治君及び中根信一郎君を指名
します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した者を、中遠広域事務組合議会議員の当
選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(山本俊康 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名しました鈴木托治君及び中根信一郎君
が中遠広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました鈴木托治君及び中根信一郎君が議場
におられます。

森町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をし
ます。

日程第12、「東遠学園組合議会議員の選挙」を行います。

選挙すべき議員の数は、1人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によっ
て、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(山本俊康 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者多数)
(山本俊康 君) 「異議なし」と認めます。
したがって、議長が指名することに決定しました。
東遠学園組合議会議員に加藤久幸君を指名します。
お諮りします。
ただいま、議長が指名しました加藤久幸君を、東遠学園組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者多数)
(山本俊康 君) 「異議なし」と認めます。
したがって、ただいま指名しました加藤久幸君が、東遠学園組合議会議員に当選されました。
ただいま、当選されました加藤久幸君が、議場におられます。
森町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。
日程第13、「養護老人ホームとよおか管理組合議会議員の選挙」を行います。
選挙すべき議員の数は、1人です。
お諮りします。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者多数)
(山本俊康 君) 「異議なし」と認めます。
したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。
お諮りします。
指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
ご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者多数)
(山本俊康 君) 「異議なし」と認めます。
したがって、議長が指名することに決定しました。

養護老人ホームとよおか管理組合議会議員に岡野豊君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した者を、養護老人ホームとよおか管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (山本俊康 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名しました岡野豊君が養護老人ホームとよおか管理組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました岡野豊君が議場におられます。

森町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

日程第14、「袋井市森町広域行政組合議会議員の選挙」を行います。

選挙すべき議員の数は、3人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (山本俊康 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (山本俊康 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

袋井市森町広域行政組合議会議員に山本俊康、吉筋恵治君、伊藤和子君を指名します。

議 長

お諮りします。

ただいま、議長が指名した者を、袋井市森町広域行政組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

(山本俊康 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名しました山本俊康、吉筋恵治君、伊藤和子君が袋井市森町広域行政組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました山本俊康、吉筋恵治君、伊藤和子君が議場におられます。

森町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

日程第15、「太田川原野谷川治水水防組合議会議員の選挙」を行います。

選挙すべき議員の数は、2人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長

(山本俊康 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長

(山本俊康 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

太田川原野谷川治水水防組合議会議員に小澤哲夫君及び岡戸章夫君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した者を、太田川原野谷川治水水防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

議長

(「異議なし」と言う者多数)

(山本俊康君) 「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名しました小澤哲夫君及び岡戸章夫君が太田川原野谷川治水水防組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました小澤哲夫君及び岡戸章夫君が議場におられます。

森町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

日程第16、「中東遠看護専門学校組合議会議員の選挙」を行います。

選挙すべき議員の数は、2人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

議長

(「異議なし」と言う者多数)

(山本俊康君) 「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

議長

(「異議なし」と言う者多数)

(山本俊康君) 「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

中東遠看護専門学校組合議会議員に西田彰君及び中根幸男君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した者を、中東遠看護専門学校組合議会

議 長

員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

(山本俊康君) 「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名しました西田彰君及び中根幸男君が中東遠看護専門学校組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました西田彰君及び中根幸男君が議場におられます。

森町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年4月森町議会臨時会を閉会します。

(午前11時48分 閉会)

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

平成29年4月28日

森町議会臨時議長

森町議会議長

会議録署名議員

同 上